



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 10 日(火)
第 7 8 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (727) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (728) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (729) (〃) 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (730) (倉吉保健所) 3
	肥料の登録の有効期間の更新 (731) (食の安全・くらしの安心推進課) 3
	保安林の指定予定 (732) (森林保全課) 3
	保安林の指定の解除 (733) (〃) 4
	基本測量の実施 (734) (管理課) 4
	公共測量の終了 (735) (〃) 4
	廃物として認定することが困難な放置自動車 (736) (空港港湾課) 5

告 示

鳥取県告示第 727 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 中嶋 昇	鳥取市的場二丁目 1	なごみ苑特定施設入居者生活介護	鳥取市的場二丁目 1	特定施設入居者生活介護	平成 18 年 10 月 1 日

鳥取県告示第 728 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコープとっとり 代表取締役 池成 福巳	鳥取市末広温泉町 566	居宅介護支援事業所 虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目 118	平成 18 年 10 月 1 日

鳥取県告示第 729 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 中嶋 昇	鳥取市的場二丁目 1	なごみ苑特定施設入居者生活介護	鳥取市的場二丁目 1	介護予防特定施設入居者生活介護	平成 18 年 10 月 1 日

鳥取県告示第 730 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
大陽堂薬局 3 号店	倉吉市昭和町二丁目 70	平成 18 年 9 月 29 日

鳥取県告示第 731 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その 他 の規格	生産業者の名称及び 住所	登録の有効期間
鳥取県 第 506 号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体 肥料 3 号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公 定 規 格 の と お り	社団法人境港水産加工 汚水処理公社 境港市昭和町 12-19	平成 18 年 7 月 1 日 から 平成 21 年 6 月 30 日 まで
鳥取県 第 528 号	混合有機質 肥料	EMスーパー アグリ	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	”	農事組合法人米子葉 たばこ堆肥生産組合 米子市岡成 585-1	平成 18 年 7 月 25 日 から 平成 21 年 7 月 24 日 まで

鳥取県告示第 732 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市円護寺（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)
-

鳥取県告示第 733 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市新開四丁目 1540 の 5、1540 の 6、1540 の 15
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
学校教育用地とするため
-

鳥取県告示第 734 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
 - 2 作業期間 平成 18 年 10 月 23 日から平成 19 年 3 月 16 日まで
 - 3 作業地域 日野郡日南町及び江府町
-

鳥取県告示第 735 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（1 級基準点測量・3 級基準点測量・4 級基準点測量・4 級水準測量）

- 2 作業地域 米子市及び西伯郡大山町
3 終了年月日 平成 18 年 9 月 7 日

鳥取県告示第 736 号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 32 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条例第 7 条第 1 項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

警告書をはり付けた日	放置されている場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
平成 18 年 2 月 15 日	鳥取市賀露町西四丁目 1757-786（鳥取港賀露地区緑地公園駐車場）	スズキアルト 紺 鳥取 50 ぞ 8376	告示日の翌日から起算して 6 月を経過した日以後に処分	鳥取県鳥取港湾事務所へ申出